

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度事業費補助金交付要綱

平成17年9月30日

告示第46号

(目的)

第1条 この要綱は、低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

(補助対象)

第2条 市は、前条の目的を達成するために、第4条第1項各号に掲げる事業者が行う第3条の介護保険サービスに係る利用者の負担を軽減する事業に対し、補助するものとする。

(対象サービス)

第3条 軽減の対象となる費用は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象となる事業者（以下「社会福祉法人等」という。）は、次の各号に掲

げる者とする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 地方公共団体
- (3) その他市長が適当と認める者

2 この事業により利用者負担額の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等による利用者負担減免申出書を高知県知事に提出するものとし、併せて市長に同申出書を提出するものとする。

(軽減対象者)

第5条 軽減対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の各号の要件を全て満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担額等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 市長は、前項の要件を全て満たす者であっても、生活保護受給者及び旧措置入所者で、利用者負担割合が5%以下の者については軽減対象としない。

ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であっても、ユニット型個室に係る居住費の利用者負担額については軽減対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

3 市長は、第1項の要件を全て満たす者であって、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業により軽減されている者については、必要に応じて軽減対象とする。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する、利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担額については、本事業の軽減対象としない。

(軽減対象者確認の申請)

第6条 軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象者確認申請書により市長に申請しなければならない。

(減免対象者の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに、必要な調査を行ったうえ軽減対象の可否を決定し、その旨を社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書により申請者に通知するものとする。

(確認証の交付等)

第8条 市長は、前条の規定により決定した減免対象者である要介護被保険者等に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 確認証の有効期限は、申請日の属する月の初日から起算するものとし、その有効期限は、申請日の属する年度の翌年度（申請日の属する月が4月、5月、6月及び月である場合は当年度）の7月31日までとする。

(利用者負担額の軽減)

第9条 軽減対象者は、第2条に規定するサービスを利用しようとするときは、利用者負担軽減実施社会福祉法人等に確認証を提示しなければならない。

2 前項の提示があったときは、利用者負担軽減実施社会福祉法人等は、確認証により利用者負担を軽減するものとする。

(軽減割合)

第10条 前条2項の軽減の程度は、利用者負担の $1/4$ （老齢福祉年金受給者は $1/2$ ）を原則とし、免除は行わない。また、申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、市長が個別に決定し、確認証に記載するものとする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

(利用者負担軽減実施社会福祉法人等への助成措置)

第11条 市長は、利用者負担軽減実施社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（市を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該利用者負担軽減実施社会福祉法人等の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収入状況等を踏まえ、その $1/2$ を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分につい

て、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

- 2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととする。

- 3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。
- 4 平成27年度及び平成28年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第1項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第3条から第10条の規定に基づき行うものとする。

（補助金交付の申請）

第12条 補助金交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に次の書類を添付し各年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉法人軽減補助金請求明細書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の条件）

第13条 補助金交付を受けた社会福祉法人等は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、当該収入及び支出について証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第3号)

この要綱は平成18年1月30日から施行する。

附 則 (平成18年告示第29号)

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第54号)

(施行期日等)

第1条 この要綱は、平成18年5月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年告示第20号)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第71号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第88号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から施行する。